

むらの社会と農業

—佐賀県農村実態調査報告—

神谷 一夫
相川 良彦
北園 正伸

一、はじめに

調査に入った練ケ里は、佐賀市の西方約一〇キロの佐賀平地帯の周辺部にあたる小城郡牛津町のはずれにあり、その境を国道に接している一水田集落である。この地帯の土地条件は、よく肥えた重粘土質の土壌であり、水稻栽培にとっては、まず申し分ないといえる。以前には、当地特有のクリークに依存しながらも、不足気味であった水も、昭和三〇年代のはじめに、北山ダムが完成したことで、もうその心配はなくなった。

住民票による練ケ里の総世帯数は、昭和五〇年時点で五八戸、経営耕地面積五アール以上の農家は四九戸であったが、調査の

※ノート※ むらの社会と農業

対象となったのは、そのうちの四二戸であった。

われわれは、組織、農地移動と子弟の就業構造、経営、水稻作技術などといったテーマに基づいて調査をおこなった。結果については、いづれ、それぞれのテーマごとの報告が準備されるであろうが、そこでは、具体的な調査の結果が、それぞれのテーマのもとに分析整理されてしまうおそれがある。もちろん、それはそれなりに意味のあるものではあるが、その前に、全体としてのむらの姿を、出来るだけ忠実に描き出しておきたいというのが、この報告の動機であり、また目的である。しかし、始めてみると、データと文字をもって、全体を忠実に描き出すのは、実は大変むづかしい仕事であった。

調査は、昭和五〇年一二月一二日から寒空のなか三日間をかけ、支所全員の協力のもとに実施されたが、そのうちの三名が、報告のとりまとめを行い、一、二を神谷、三を相川、四、五を北園が分担した。

二、むらの中の組織

(一) 家の組織

家族構成 直系家族の周期段階について、まず、親子二組の夫婦が揃い、典型的な直系家族の形態をとるばあいを第一段階とすると、第二段階には、親夫婦のうち一方が物故者となり、

子夫婦家族と片親とからなる直系家族の欠損形態が想定される。第三段階は両親の死亡から子夫婦のあとぎの結婚までであり、この期間は典型的な核家族の形態をとる。この分類を調査農家四二戸の家族構成にあてはめてみると、第一段階一六戸、第二段階一五戸、第三段階一戸となった。

家族構成のうち、子夫婦家族に親夫婦を加えた形態が一〇戸、子夫婦家族に母親を加えた形態が一戸、核家族の形態が九戸であった。核家族形態の農家が全体の約二五％近くみられるが、あとぎの結婚によって、こうした核家族は再び第一段階にもどることが考えられる。もっとも、第三段階には厳密にいつて核家族とはいえないものも含まれている。例えば、母と娘の二人家族や年寄り夫婦だけといったばあい、前者では、娘に婿をとり、跡目をつがせる希望はあるが、後者では男子あとぎがおらず、しかも、娘三人は結婚して他出している。後者のばあい、長女夫婦がいずれ家に戻ることにはなっているが、夫は他産業に従事しており、家をつくかどうかは不明である。なお、前者の経営面積は、一一三アール、後者は二〇アールであった。調査農家一戸あたりの世帯員数は、五・五人（ばらつき一・七人）であるが、第一段階の直系家族における平均世帯員数は、六・九人である。また、世帯主の平均年齢は、六九・一歳、あとぎのそれは、三七歳である。調査農家全戸の世帯主平均年

齢が五七・七歳（女の世帯主を除くと、五八・九歳）であるから、第一段階の世帯主には、かなり高齢者が多いことになる。また、全戸についてのあとぎの平均年齢は三一・七歳であるから、農業生産の中心となるべき、第一段階の家族の年齢構成は平均より高い。

第二段階の片親と子夫婦家族という直系家族における平均世帯員数は五・一人である。また、世帯主平均年齢は、五五・八歳、あとぎは二九・二歳と、第一段階あるいは全体の平均とくらべても低くなっている。

第三段階の平均世帯員数は三・九人であり世帯主平均年齢は、四六・五歳、あとぎは二四・八歳とすこぶる若い。

家族構成と農業経営規模との関係についてみると、第一段階農家の平均経営面積は二〇五アール、第二段階が一七〇アール、第三段階が一六三アールである。なお、参考までに調査農家四二戸の平均は一八五アールであった。

農家の農業従事者 調査農家四二戸の総農業従事者数は一〇八人である。一戸あたり二・六人となるが、六〇日以下の農業従事者を除くと二・〇人である。この農業従事者のうち、年間農業従事日数が一五〇日以上で農業専従者は四九人で、四五％を占めている。これを農家一戸あたりでみると、一・二人となり、その平均年齢は四二歳である。なお、農業従事者一〇八人

中、世帯主は二八人、あとつぎ三二人、世帯主の妻二九人、嫁一九人である。農業専従者四九人のうち、世帯主が一四人、あとつぎ一八人、世帯主の妻七人、嫁一〇人の構成である。世帯主一四人のなかには、六〇歳以上の五人を含んでいるが、いずれにせよ農家における農作業の中心は世帯主よりも、あとつぎ夫婦となっている。農業従事日数が年間六〇日から一五〇日の者つまり、農業補助者は三四人で、うち、世帯主は一〇人、あとつぎ四人、世帯主の妻一四人、嫁六人である。

次に、家族周期段階ごとに農業従事者数をみると、第一段階においては、農家一戸あたり三人、六〇日以上の農業従事者は二・五人、第二段階ではそれぞれ、二・三人、一・七人、第三段階は、二・三人、一・六人となり、やはり、第一段階において農業従事者数が多い。しかし、六〇日以上の農業従事者数の平均年齢をみると、第一段階四六歳、第二段階四二・一歳、第三段階四二・五歳と第一段階の農業従事者の平均年齢が高くなっている。

農業従事者の男女比をみると男五四%、女四六%である。平均年齢は男四六・九歳、女四二・四歳であり両者ともかなり高齢化してきている。

なお、農業に従事している家族員は、世帯主夫婦あるいはあとつぎ夫婦にかぎられ、あとつぎでない二、三男や娘などが芳

働力年齢に達していて、同居していたとしても、農業への従事はみられなかった。

農外就業者 調査農家の家族員中に占める農外就業者数は、恒常的勤務、臨時日雇い、内職を含めて四七人であった。このうち、あとつぎが二九人で最も多く、次いで嫁の七人、世帯主の五人、世帯主の妻の三人、娘の三人の順になっている。恒常的勤務についている者は、一七人で、臨時日雇いに出ている者は二九人、内職一人であった。さらに恒常的勤務者のなかでは、あとつぎが一〇人で一番多く、世帯主が三人、娘が二人、嫁が二人であった。臨時日雇いに出ている者のなかでは、あとつぎが一六人、嫁も一六人、世帯主四人、その妻三人となっている。内職の一人は、あとつぎで自宅においてフェンスの部品づくりをしている。恒常的勤務者のうち、一番遠方に勤務している者は、佐世保までの一人であり、他は、牛津町内か、遠くて佐賀市内である。また、臨時的な仕事は、農地の圃場整備事業の仕事や、建築現場の仕事など土木関係の仕事が多い。日雇い仕事には年間をとおして出ている者もあり、農閑期だけ仕事に出る者もある。

農外就業者と農業就業との関係についてみると、恒常的勤務者で、農業専従者はいないのはいうまでもないが、農業補助者はあとつぎ一人、嫁一人と二人いる。恒常的勤務の傍ら、年間

農業に六〇日以下従事している者は、一二人いる。その内わけは、あとつぎ八人、世帯主三人、嫁一人である。これに対して、臨時日雇いに出ている者は、農業専従者であるばあいが最も多くて一七人、うちわけは、あとつぎ一人、世帯主三人、嫁の三人である。臨時日雇いに出ている農業補助者は、九人で、うちわけは、世帯主の妻三人、世帯主二人、あとつぎ二人、嫁二人である。臨時日雇いに出る傍ら、農業に年間六〇日以下従事している者は、三人であり、うちわけは、あとつぎ二人、嫁の一人である。以上、恒常的勤務者では、農業従事日数は短く、臨時的な仕事に出ている者の農業従事日数が長い、という結果が出ているが、これはごく常識的に考えられる結果でもあらう。

家族労働組織、四〇年頃の水稲作における家族労働組織と、五〇年におけるそれについて調査した。四〇年頃の家族労働組織について、被調査者の記憶はかならずしも正確とはいえないが、田植機、トラクター、自脱型コンバインの導入以前における家族労働組織をおおまかにも把握しておきたいという意図によるものであった。

まず、四〇年頃の家族労働組織の特徴をのべよう。農作業には、一人のできる仕事もあれば、家族大勢、あるいは家族以外の労働力を必要とするものもある。したがって、個々の農作業によって、家族労働力の組み合わせ、作業の中心者は異なるが、

全体的にみて、当時は、世帯主中心の家族労働組織であったとみてよい。

個々の農作業ごとにみると、育苗作業における時期決定は主として世帯主がおこない、調査事例のうち七〇%を占める。次いで、あとつぎの二四%の順となっている。育苗作業に従事するその他の家族農業従事者は、農業従事者の総てがおこなうばあいが、全体の三七%、世帯主の妻の従事が三〇%、あとつぎが一五%の割合である。

耕起作業の時期決定者は、世帯主が五九%を占めているのに対し、あとつぎが三三%と、育苗作業のそれに比べると、あとつぎの割合が少し高くなっている。作業の中心となって働く者は、むしろあとつぎであり、その比率は、五三%と、世帯主の三九%より高い。耕起作業に従事した者は、あとつぎ四四%が最も多く、次いで世帯主の妻の二二%、家族農業従事者の総てがおこなうのは二二%であった。四〇年頃では、耕起に動力耕耘機が使用されており、耕起作業従事者のなかには、補助者を含んでいる。

田植作業の時期決定は、世帯主がおこなうばあいが、六九%、次いであとつぎの二六%で、世帯主がおこなうばあが多い。作業の中心者でも、やはり世帯主が多く、世帯主四六%、あとつぎ二四%、世帯主の妻二四%となっている。作業従事者は、

家族農業労働力全員の従事が五五%、世帯主の妻一八%、世帯主一二%となっている。

水管理作業の時期決定ならびに実際に田まわりに出る者の比率でもそれぞれ、世帯主が七四%、六六%と高く、次いで、あつぎの二一%、二一%である。

なお、刈取作業時期決定ならびに作業中心者について、世帯主が六九%、五三%と高く、あつぎの二六%、三五%がこれに次いでいる。作業従事者は、全員従事が最も多く、全員従事比率五二%に対して、世帯主の妻のそれは二六%であった。

また、四〇年頃の時期で、本分家、あるいは近隣、親類関係の間でのユイ、手間替え、あるいは、耕耘機の共同利用がみられた。一時的ではあったが、田植えの共同作業が、第一班においておこなわれたり、班単位に共同防除がおこなわれたのも、佐賀県米づくり運動が盛りあがつたこの時期である。

次に、昭和五〇年における家族労働組織のパターンをみることにしよう。この時点では、部落内全耕地の圃場整備がおわり、大型トラクター、自脱型コンバインが使用できる条件が整った。

まず、家族の誰が、主にどういう農作業をしているかについての調査をおこなった。育苗作業は、世帯主が四二%、ついで、あつぎが三七%を占めている。耕起作業は、四〇年当時と同様、あつぎが従事している割合が高く、あつぎの六一%、

世帯主の三九%である。また、圃場整備にともなつて、四九年から大型トラクター（クボタL28、二八馬力、キャタピラ式）を農協から借りうけ、それぞれ班ごとに共同利用している。農家によつて、機械だけを借りるばあい、オペレーターにたのむばあいがある。機械の利用料は一〇アルあたり五〇〇円、オペレーターに対しては一時間あたり四〇〇円となつているが、料金は班ごとに多少の違いがある。この大型トラクターは、部落の農家の九〇%が利用しており、利用度は高い。

四〇年頃の田植えは、世帯主が作業の中心であつたが、最近、田植えはほとんど機械植えとなつたので、機械をあつかえるあつぎが中心となり、それに補助労力として、嫁がつくという形が一般的である。割合では、あつぎ三八%、あつぎ夫婦が二四%、世帯主二二%となつている。

そのほか、世帯主が中心となる作業には、施肥と水管理があり、それぞれ世帯主の占める比率は四六%、五一%となつている。病害虫防除は、あつぎ夫婦、世帯主夫婦という組作業の割合が高く、それぞれ比率で、二六%、二一%を占めている。

収穫作業の中心は、あつぎが四六%、あつぎ夫婦が二〇%を占め、世帯主と世帯主夫婦がそれぞれ一四%、一七%で、収穫作業においても、機械操作の得意なあつぎか、あつぎ夫婦の比率が高い。

なお、脱穀・調整作業に関しては、四八年に町内に農協が管理運営するカントリエレベーターが設置され、調査部落では四二戸中三四戸が利用していた。しかし、全面的な利用農家は一〇戸で、残りは部分的利用にとどまっている。

以上、四〇年頃と五〇年時点における農家の家族労働組織をみてきた。全般的に四〇年頃は、世帯主中心の労働組織であったが、五〇年時点では、あとつぎか、あとつぎ夫婦中心の労働組織となる傾向にある。しかし、育苗、施肥、水管理など水稻栽培において重要なポイントとなる作業では、世帯主が依然として中心となっている点が注目される。

(二) 農家組織

親族関係 親族関係は本分家関係と姻戚関係に分けられる。まず、本分家関係からみる。部落内に分家をもつという意味での本家は一一戸あり、分家農家は二三戸であった。分家農家のうちには、戦前分家が一一戸、戦後分家が一〇戸ある。戦後分家のうち半分は、戦後復員者が帰村し分家したものであり、他は三五年以降の分家である。戦前分家と戦後分家の間には、経営規模の点で大きな開きがあり、前者の平均経営面積は一六九アールであるのに対して、後者は九七アールと小さい。

本分家間における農業上の相互関係は、馬耕段階、手植段階

においては、手間替え、共同作業、農業機械類の共同利用などといった形がかなり一般的にみられていた。しかし、最近では戦後に生じたごく新しい本分家の間で、しかも、兄弟が生存している農家間にかぎって、田植機、耕耘機などの共同利用、苗代の共同管理などがみられるだけで、本分家間の農業上の関係は以前ほどではなくなった。近年においては、本分家関係というよりも、組的な地縁関係の方が、農家の生活にとってもっとも密接な関係になっている。

姻戚関係については、明治以降に姻戚関係が生じた九二組のうち、昭和二〇年以前で、しかも、部落内の姻戚関係は一一組にかぎられ、二〇年以降のそれは三組であった。ごく最近の部落内農家間子弟の結婚は二八年にあり、それ以降はない。姻戚関係に基づく農家間の農業上の結びつきは、現在ほとんどみられないといつてよい。もし多少の例外があるとすれば、戦後に関係が生じた農家間で、しかも、距離的に近い（部落内とかぎらず、近接の他部落あるいは他町村）農家間において、育苗、田植え、刈取りの手伝い、機械の貸借、共用利用がおこなわれているようなばあいである。

地縁組織 地縁組織には、近隣関係の単位である班、および班がいくつかあつまって構成されている区および生産組合がある。班は、以前にはカドウチとかジツコ（一〇戸）とか隣保班

などと呼ばれていた近隣関係を示す家集団であり、部落における地縁組織の最小単位である。

班の公的な機能は、区の役員である班長一人、協議員二人の選出であり、また、部落における種々の活動単位となることである。つまり、むら役の単位であり、寄り合いの単位、共同作業、あるいはトラクター利用の単位など、種々の活動単位として利用されている。かつての病害虫防除も班を単位に実施していた。また、農家の日常生活上の相互扶助の範囲としての機能をはたしているのも、この班組織である。例えば、茶講仲間という地縁組織があり、婚礼披露の招待、出産、厄払い、葬式、屋根ふきなど、人を招いたり、手助けする家を決める範囲ともなっているが、この茶講仲間の範囲がほぼ班に等しい。

当部落は四つの班から構成され、一つの行政区となっている。区組織には、区を代表する区長、その補佐役としての区長代理があり、それぞれ二年ごとに、総会で選出される。戦前、区長役は、本家でもある耕作地主層の家から選出されていたが、戦後においては、上層農家の間から本分家にかかわらず選出されている。なお、区長は、町行政の末端機能として、行政能力を必要とすると同時に、対外的には、部落の総代であり、かつ部落内においては農家のまとめ役でもあるので、それなりの能力と権威をもつ個人が選出される必要がある。したがって、歴代

の区長には、部落の他の役職（協議員、生産組合長、区長代理等）の経験者の中から、年齢的にほぼ五〇代の者が選出されているようである。区長代理には、区長より若干年下の者が選ばれる傾向がある。

ほかに、部落の主な役職は、農協の下部組織としての生産組合の代表である生産組合長、およびその代理があり、区長、区長代理を含めてこの四役は「立場」と呼ばれ、それぞれの面での代表者であり、世話役でもある。この「立場」四人が中心となり、町行政、農協など部落外部からの仕事の処理、部落内部で生じる問題への対応がなされている。なお、この「立場」の段階で対応しえない問題は、各班から二名ずつ選出されている協議員を加えての会合がもたれる。最終的には、部落総会において決定される。この部落総会は、いわば、部落の各家の代表者の集まりである。今回の調査によれば、部落会に出席する者の、約八〇%が世帯主であった。たとえ、世帯主は、農作業からはなれていようと、隠居してしまわなにかぎり、部落会に臨んでいる。部落会に、あとつぎが出席しているのは、世帯主が母親であるばあいか、あるいは、世帯主の父親が七〇歳以上の農家のばあいであった。

戦前、生産組合は農会の下部組織であり、実行組合あるいは、ごく当初では、農事改良組合と呼ばれていた。農事改良組合の

成立は、明治四一年である。当初は、三〇代から四〇代の農家の働き手、あとつぎ層が中心となつて結成され、部落農家全戸が加入していた。組合は、肥料資金の積立、堆肥舎の建設講をつくり、自給肥料の改良などを主たる活動としていた。その後、大正元年に、県農會が各部落に農事実行組合の設立を奨励し、当部落でも、組織を農事実行組合と改称し、農會との結びつきを強化しながら、しだいに、働き手中心の組織から、戸主會、青年會、婦人処女會、少年部會と機能を拡大していく。この段階において、組織は單に農業生産に関するものから、部落の自治活動に関するものの一体化が強まていくことになる。昭和五年の農事実行組合の日誌をみると、組合の活動は、農事関係のみでなく、部落内における種々の仕事をおこなつていたことがうかがわれる。例えば、道路、川の補修などの土木工事、祭葬式、出征などにも組合が関係していたことが記されている。つまり、実行組合の活動は部落の活動のなかに分ちがたく組み込まれてしまつたといえる。

現在、農協の下部組織である生産組合も、獨立の機能集團というよりは、部落の活動機關の一つにすぎず、實際の活動は、部落の「立場」や協議員の合議によつて決定され、実行に移されている。

三、耕地の動きと子弟の就業構造

練ヶ里は、五〇年現在五アール以上の農家四九戸の部落である。耕地の九七％が水田で、樹園地、畑は極端に少ない。その総経営耕地面積七九五二アール、平均経営面積一六二アールである。ほかに、非農家九戸があつて、職業の内訳は、地元會社勤務四戸、大工二戸、商店自営二戸、教員一戸であつた。また、この部落へ住むいきさつは、もともとここに在住した農家四戸、家屋敷を分与されたもの一戸、親戚をたより転入したもの四戸である。

さて、今回の調査対象は、この部落にあつて比較的農業の色彩の濃い農家四二戸であつた。平均経営耕地面積一八五アール（ばらつき六九アール）で、その階層分布は負の歪みを示す。すなわち同じ程度に規模の大きな農家が多いのだが、半面ずばぬけて大きい農家も少ないのである。因に、階層別農家戸数でいえば、一ヘクタール未満（以下第一階層と略称）農家が六戸、一ヘクタール以上二ヘクタール未満（第二階層）農家が一七戸、二ヘクタール以上三ヘクタール未満（第三階層）農家が一八戸、三ヘクタール以上（第四階層）農家が一戸であつた。最高経営耕地面積は三一八アールである。なお、総経営耕地のうち、九七％は部落内にあり、また自作地率も九七％を占めている。

(一) 耕地の動き

調査農家四二戸を何代かさかのぼると、明治初めには二四戸になる。そこから出発して、今日に至る農家の足取りを、戦前と戦後に分けて追ってみることにしよう。

戦前の概要 明治初期から中期にかけて、徴兵回避のための名請分家二戸、隣村への分家一戸があり、農家戸数は二四戸から二六戸となった。明治中期の部落内耕地の所有階層性は、第四階層二戸、第三階層二戸、第二階層一戸、第一階層一〇戸である。その後、明治後期から大正にかけて、五戸の農家が七戸の分家を出し、大正四年には三三戸へと増加し、所有階層性は、第四階層五戸、第三階層二戸、第二階層九戸、第一階層一七戸となる。この間、第四階層の二戸は分家等によって面積を減らし(平均減少面積八八アール)、第三、二階層だった農家は大幅に上昇する者(六戸、平均増加面積一〇一アール)と下降する者(四戸、平均減少面積六四アール)とに分解し、停滞的な耕地移動しかなかった第一階層には、階層上昇するだけの者はいなかった。そして、全体として一ヘクタールの部落内耕地の所有増加があったが、これは主に小作地の自作地化と考えられる。

大正四年から昭和十三年にかけて新たに五戸が分家をし、分家の二戸が転出したので、農家戸数は三六戸となった。この間

の耕地所有は、概して急速な拡大期であったといえる。例えば大正十一年から昭和七年の一〇年間に、当部落の農家の水田総所有面積は九ヘクタール増加している。その当手を振り返って、部落の人々は、昔、この部落の南側は水はけの悪いところで、芦刈(隣町)の地主から水田を買って殖やすことが比較的容易だった。それで、佐賀県でも最も平均所有反別の大きいところとなった、と述懐している。

この耕地所有の移動階層性は、第四、一階層に拡大農家が多く、第三、二階層では上昇と下降が相半ばした。また、当部落実行組合は「土地移動アル場合ハ他村ニ移動セザル様組合ノ有力者之レヲ買受ケ小農ノ小作契約ヲ有利ニ継続セシメタル」を旨とした。その結果昭和十三年には所有階層性は、第四階層五戸、第三階層五戸、第二階層九戸、第一階層一七戸となり、その平均耕地所有面積は一六七アールであった。ところで耕作状況だが、耕作規模の平均二九アール(ばらつき八〇アール)、最高三八三アールであり、自小作別では、地主自作六戸、自作地が経営面積の三分の二以上を占める自作農家一〇戸、同様自作地が三分の一から三分の二を占める自小作農家九戸、自作地が三分の一に満たない小作農家一戸であった。

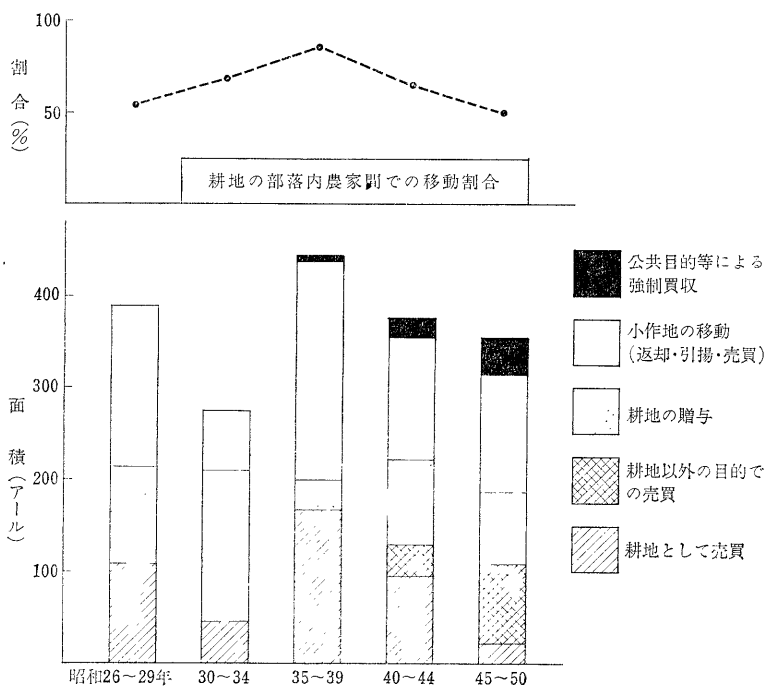
その地主小作関係についてみると、昭和十六年当時の事情として、当部落では二八戸が平均一五六アール(最高三三八アール

ル)を四・三人の地主から借り受けており、関係する地主は、部落の内外を含めて五九人であった。うち、部落外地主は四二人で、総貸付面積二二二二アール、平均貸付面積五三三アール(最高三六五アール)であった。また部落内地主は一七人で、総貸付面積二一四六アール、平均貸付面積一二六アール(最高三五八アール)で、その三九%は親族間の貸借であった。

以上のようにかつての当部落は、大地主制の浸透が弱く、自作・自小作層の厚い、そして血縁・地縁の関係の強い水田部落だったのである。

昭和一四年から二二年にかけて、部落内に二戸、部落外に二戸、分家を出し、農家戸数は三八戸となった。この間、第四、三階層の農家は大幅に所有耕地を減らし(一〇戸中一戸だけが五〇アールを増加させ、六戸が平均一九一アールを減少させた)、第二、一階層では増減相半ばしていた(二六戸中二〇アール以上増加させたのは四戸、このうち特殊例一戸を除いた平均増加面積は六一アール、逆に減少させたのは六戸で、その平均は二二アールだった)。そして全

第1図 戦後の耕地移動の年次形態別変化



体としては六ヘクタールの所有耕地の縮小をみた。耕作状況では、第四、三階層が軒並みに耕作反別を減らし、第二階層が反別を殖やして、昭和二二年には平均一九六アール（ばらつき六三アール）、最高三三六アールと、耕作規模はより平準化した。こうして農地改革を迎えるのである。

戦後の耕地移動 戦後の混乱と農地改革を契機に、部落外に一戸、部落内に三戸の分家が出て、昭和二六年の農家戸数は四戸となった。自作地による階層構成は、第四階層一戸、第三階層一〇戸、第二階層二五戸、第一階層五戸である。農地改革は平準化されていた耕作規模に準じて、自作地面積をより平準化したのである。

二六年以降五〇年までに、六戸の部落内分家と一戸の隣村への引越しが出て、農家戸数は四六戸となった。この間の、耕地移動の種類別年次推移は第一図の通りである。すなわち、

- 1 戦後の耕地移動は五年計平均四ヘクタール弱の水準で、過半は残存小作地の移動と贈与で占められる。
- 2 耕地としての売買は、昭和三五年以降次第に減ってきている。が、公共目的による強制買収が増え、それと対応した形で、耕地の転用売却が増加し、売買の主流となった。
- 3 耕地移動は四〇年までは部落内農家同志の割合が高まったが、以降その割合は低下してきている。

自作地売買については、五アール以上取得した農家が一一戸（平均取得面積二四アール）、譲渡した農家六戸（平均譲渡面積四〇アール）であった。自作地による階層別では、第三階層で取得四戸、譲渡四戸、第二階層で取得七戸、譲渡三戸、第一階層で該当なしとなって、第二階層にやや取得農家が多い。このうちで特に大きい自作地売買例は、親族の離村に際し、その耕地六三アールを取得した事例と、農業への意欲十分な戦後分家が四八アールを漸次買い集めた事例の、二戸の第二階層の取得例が、また、二〇年代の後半に博奕で九七アールを手離した事例と、六四アールの耕地を漸次手離しながら自営業への方向転換を図っている事例の、二戸の第三階層の譲渡例が目立ったものである。また、農業に見切りをつけた農家が、一一八アールの耕地を処分して、三七年に東京へ挙家離村した例、四〇年代前半に、商売自営農家で、一三五アールを売り払って離農した例が、調査農家以外にあった。

残存小作地移動の発生件数は二三件、総面積七〇九アールである。一件当たり面積三一アールで、その七五%までは部落内農家間のやりとりである。移動の一般的傾向は、二〇年代までは小作者による小作地の取得が多かったが、その後次第に減り、四〇年代後半には地主の小作地引揚げが多くなる。地主と小作者が、小作地を折半して各々自作地化する方法が開始したもの、

三五年以降のことである。小作地の引揚げは、地主と小作者とが親族関係の場合に比較的多く（八戸中五戸）、他人同志の間では少なかった（一五戸中六戸）。

以上の差引として、三〇アール以上差引自作地の増加をみた農家は七戸で、うちわけは、自作地取得一戸、小作地の取得五戸、両者の複合一戸であった。他方、三〇アール以上の差引自作地の減少をみた農家は一一戸で、その減少理由は自作地の譲渡二戸、小作地の譲渡三戸、両者の複合一戸、贈与五戸であった。次に、この耕地移動を一〇アール以上のものについて階層別に示せば、第三階層一一戸中、増加したものの五戸（平均増加面積二六アール）、減少したものの六戸（七三アール）、第二階層二五戸中増加したものの一二戸（三七アール）、減少したものの五戸（五六アール）、第一階層五戸中、増加したものの二戸（四九アール）、減少したものの一戸（八一アール）、となつて第三階層に大幅に自作地を減らした農家のいたことと、第二階層に小規模ながら増加させた農家の多いことが目立つ。その結果、階層構成では、第二階層の上昇による第三階層の増加と、分家による第一階層の増加が進行したのである。

このように戦後の耕地移動は、小規模化し、また地主小作関係と親族・部落関係に織りなされ表われたものだったことがうかがえる。

(二) 子弟の就業構造

就業構造については、世帯主を基準として、父の兄弟、世帯主の兄弟、そしてその子供達という、三世代にわたる子弟の就業状況を調査した。ここではその内、男子にかぎった就業状況を時代別に述べる。

第Ⅰ期 明治一〇年以降三〇年までに生まれた者を対象とする。日本の資本主義の形成・確立期といわれる明治二五年から四五五年の間に、一五歳の生産年齢に達した子弟である。あとつぎ一七人、あとつぎ以外一六人であった。

あとつぎ一七人中一六人までは、初めから自家農業に従事（以下自農従事と略称）した。うち、一人は二〇歳まで自農従事したが、明治の末、田を売り払って福岡市へ転出した。別の一人は、朝鮮に働きに出た長男を頼って渡鮮し、掃除夫などをしていたが、戦後引揚げ、弟へ譲っていた耕地の分与を受けて農業へ復帰した。自農従事しなかった一人は、高等工業を卒業して土木技師となったが、傍ら小地主として部落内で暮らした。この時期、あとつぎ以外の子弟で旧制中学以上の上級学校への進学者はいない。一六人中一四人までは、初めから自農従事した。そのうちの一人は長男であったが、新興宗教に凝り、大正一〇年に一〇円を貰って長崎へとび出す。別の一人は海軍衛生兵となり、除隊後は医者となって隣町に居住した。さらに、

三人は農家養子となり、八人が大正から昭和の初めにかけて部落内分家をした（農業分家七人、兼業分家一人、このうち二人はその後転出してゐる）。最後の一人は、日露戦争から復員後自農従事したが、生涯独身で過ごすことになった。

他方、初めから自農従事しなかったあとつぎ以外は二人いたが、一人は店員奉公から始めて、後に町内で商店を持ち、別の一人は東京へ出て、巡査となった。

第II期 明治三十一年から四五五年に出生した者で、生産年齢に達し就職する時期が丁度大正期に当たった。あとつぎ一八人、あとつぎ以外一八人である。

あとつぎ一八人のうち、上級学校へ進んだ者は二人で、一人は東大卒業後医者となり、家を甥に継がせて関東に住み、別の一人は農学校卒業後米検査員となったが、後に自農従事に復帰した。他のあとつぎは、一六人のすべてが、初めから自農従事した（うち、中途から地元企業へ就職し、在宅通勤兼業農家となった者が一人いる）。

この時期、あとつぎ以外から上級学校へ進学する者が増加した。進学者六人のうち在学中に死亡した一人を除いて、いずれも卒業後は直ちに就職している。中学校教員二人（うち一人は田と家を貰って隣村に兼業分家）、公務員一人、印刷会社（現在会長）一人、米検査員を経てブラジルに移住した者一人の内

訳である。このほか、自農従事しなかった者としては、職を転々と渡り歩いた者、兄に従って高小卒業後すぐにブラジルへ渡った者、の二人がいた。

最初のうち自農従事したあとつぎ以外一〇人では、その後農家養子となった者が二人、他出就職した者四人（朝鮮で警官、大分でハリ医、福岡で会社員、隣町で浪曲家）、第二次大戦前後に分家した者四人であった。このうち、農業分家は三人で、他の一人は自農従事二年後に長崎の造船所に就職、その後応召復員後の昭和二三年に分家した、還流者の兼業分家であった。このように、上級学校への進学者が増えて、就業職種の拡大がみられたことが、この時期の特徴であった。

第III期 大正元年から昭和四年にかけて出生した子弟は、その最初の就職時期が、昭和恐慌から戦時にかけていた。あとつぎ一人、あとつぎ以外は二八人である。

あとつぎは全員が最初から自農従事し、そのまま現在に至っている。戦後の高度経済成長が一部彼等を農外労働へ吸引するが、これは未だ日雇いのなものに限られている。

この時期、あとつぎ以外の中から上級学校へ進学した者が九人いた。そのうち卒業後すぐ就職した者は八人で、就職先は、県信連・板紙会社（各一人県内）、大手製鉄所（大分一人）、地方公務員（福岡二人、大阪・愛知各一人）、外交官一人である。

この他、進学者以外にも、自農従事することなく、初めから他出就職する者が増えた（六人）。就職先は、県内で自衛隊一人、地元板紙会社二人、北九州・大阪・東京で会社員各一人である。かくして、あとつぎ以外で、初めから自農従事することなく他出した者の合計一四人である。その就職先の、地域的、職域的拡大が目につくところであった。

他方、初めに自農従事したあとつぎ以外の者も一四人であった。農学校卒の一人を除いて、進学者はいない。その後の去就では、数年の自農従事後、職を得て他出した者六人と、分家した四人、であった。他に四人の戦死者があった。自農従事後、農外就職した者の就職先は、大手製鉄所（兵庫）、大手建設会社（福岡）、大工（大分）の各一人、商売一人、地元中小企業二人（県内）である。分家した者については、農業分家は一人であり、他の三人は、一旦中途から他出し、転々と職を変えた後に故郷に職を得た、還流者による兼業分家である。

第IV期 昭和五年から一九年に出生した者は、最初の就業時期が、戦後復興期にあたっていた。あとつぎ一八人、あとつぎ以外三〇人である。

あとつぎで高校進学者が七人いたが、大学に進んだ者はいなかった。最初から自農従事した者一六人、地元企業へ就職した者が二人であった。ただし、高度経済成長期以降に、自農従事

の傍ら農外就業する者が増加している。臨時日雇いも含めて、現在、農外就業者は一二人であるが、そのうち四人は恒常的賃労就業へと転職した（自営建設業二人、溶接工、印刷会社勤務の各一人で、転職時期はすべて四六年以降）。

この時期のあとつぎ以外の就業は、初めは自農従事した六人と、直ちに他出した二四人とに分けられる。自農従事者には進学者はいない。自農従事ののち、農外に職を得た者二人（県内でポライマン、福岡で製鉄所）、農業分家した者一人、地元の農家養子となった者三人がいた。

他方、他出した二四人の中には、進学者一五人がおり、大学に進んだ者も三人いた。就職先は、九州外で大手企業を主とした会社員六人（内訳、山口一人、関西三人、首都圏二人）、九州他県で会社員四人、県内で、自営業二人、公務員二人、会社員六人（ただし、サービス業関係の職種で、中小企業が多い）で、この外、耕地と家屋敷を分与された地元板紙会社勤務の四人の兼業分家がいた。分与の耕地は三〇アールから六〇アール程度であった。

第V期 昭和二〇年から三〇年に出生した子弟で、その就業期は高度経済成長期に重なる。あとつぎが一五人、あとつぎ以外一〇人であった。

あとつぎにおいては、もはや上級学校への進学は普通となり、

大学進学者も二人出ている。最初から自農従事した者一人、地元企業や役場へ勤めに出た者四人である。自農従事者の内、後に地元企業へ転職した者三人、農閑期臨時日雇いに出る者四人がいる。従って、在学中、死亡各一人を除くと、現在なお継続して農業に専従する者は二人だけとなる。

この時期になると、あとつぎ以外の自農従事者はいなくなる。全員が上級学校（うち、大学五人）へ進学し、県内で教師となつた者一人、その他は大都市圏（東京三人、中京三人、関西三人）に他出して、おおむね大企業に就職している（ただし、公務員一人、在学中一人を例外とする）。教育水準の向上と、自家農業からの離脱と、就職先の大都市圏への傾斜が特徴的なところである。

概 括 第Ⅰ期から第Ⅴ期までの全期を通じての概括をしておきたい。まず、その就業時期が戦前にあつた第ⅠからⅢ期のあとつぎについては、最初から自農従事し、そのうち農家をつぐというコースが普通であつた。そして例外的に、上級学校へ進学して安定した職を得た場合とか、中小規模の農家にあつて、他所へ新天地を求めて転出した場合にかぎり、農外就職をしたのである。だが、その就職時期が戦後の第Ⅳ、Ⅴ期になると、こうしたあとつぎの就業コースは変わりつつある。

自農従事者にとっては、まず日雇い臨時兼業が浸透し、さら

に四四年以降では恒常的な農外転職が続出した。また初めから会社等へ就職する者が増え、農業一筋というあとつぎは急速に減少してきた。

次に、あとつぎ以外についての就業状況の時期別推移を示せば、第二図のようである。

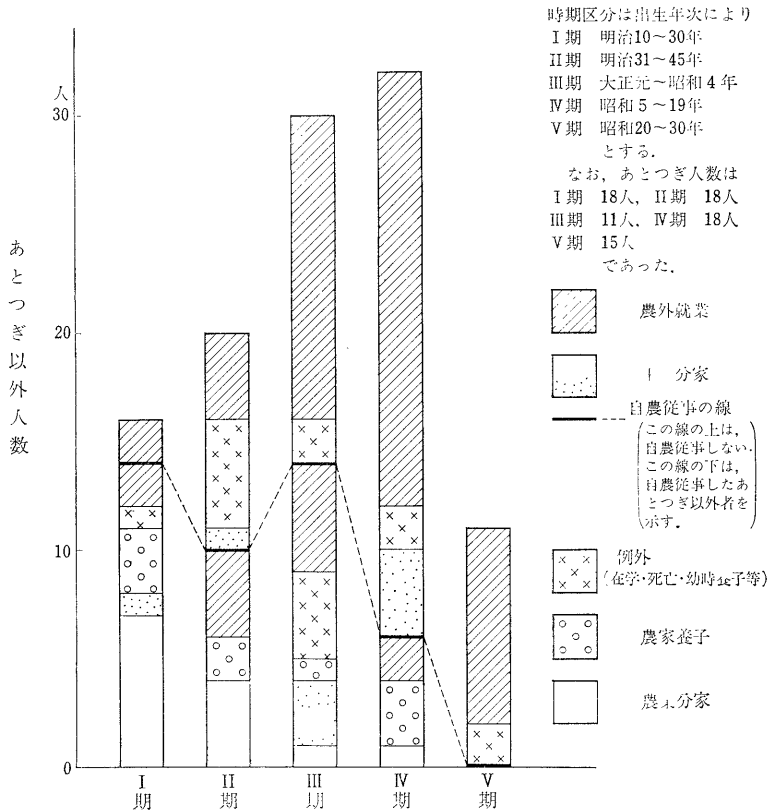
1 あとつぎ以外の子弟出生数は、第Ⅲ期までは増加の一途をたどるが、第Ⅳ、Ⅴ期は激減する。

2 戦前、それもさかのぼる程、初めひとまず自農従事する者が多かった。しかし、第Ⅳ期では減少に転じ、第Ⅴ期にはあとつぎ以外の自農従事は全く消滅する。

3 第Ⅰ期は、農業分家が子弟就業において大きな意味をもっていたが、時代の進行と共に減少する。代わって農外就業が次第に大きくなり、第Ⅴ期には一〇〇%を占めるにいたる。

ところで、農外就業は、時として学歴、階層と大きく関連している。まず学歴との関係では、第Ⅲ期までは、上級学校進学者のうち八人（六八%）が公務員となり、九人の商業、職人には進学者はいなかった。居住地は、商業・職人では県内に住む者が多いが、全体としては各地に分散した。第Ⅳ、Ⅴ期になると、職種は学歴に関係なく会社員が一般化する。居住地では非進学者の一〇人（八三%）が地元に残まったのに対し、大学に進んだ者では五人（七一%）までが九州外へ出るというように、

第2図 あとつぎ以外の者の就業状況の時期別変化



学歴による居住地域差が強かった。

次に階層との関係では、第三期までは、第三階層以上(上層農と以下呼称)の子弟の上級学校への進学率の高さ(七十二・八人)が目立つが、第二階層以下(中下層農)の子弟ではその率は低い(二七・六人)。一方、非進学者の就業状況では上層農の子弟は、一旦自農従事する者が五七％あるが、中下層農では三二％とすくなめである。そして、一旦自農従事者の、その後の就職は商業・職人(四〇％)など、比較的地元性の強い職種が多い。このように階層が学歴および就職経過に及ぼす作用は各々明白だが、その結果は相殺しがちで、それ故全体としては職種・居住地と階層の間にはた

いして関係がないように表われている。第Ⅳ、Ⅴ期になると、こうした学歴・就職経過の階層差はなくなり、従って階層と職種・居住地との関連は消滅に向かう。

(三) 分家慣行

耕地移動や子弟の就業状況にも大きな影響をもつと考えられる分家慣行について述べる。ここで分家とは、耕地の分与と、一家を構えることの二要件を充たした農家資産受贈者を指すが、それには農業分家と兼業分家の二種がある。農業分家は一〇年から三〇年ぐらい本家で農業従事した後、農業で最低生活がたてられる程度の耕地（八〇～一八〇アール）と家屋敷を分与され、独立するというのが一般的である。兼業分家は、すでに農外職業に就いているが、家屋敷と飯米確保程度の耕地（二〇～五五アール）を分与されて独立するというものである。

分家のかたちは時代の進行と共に変遷してきた。第Ⅰ期において、農業分家はあとつぎ以外の就業の種類として最も普通にみられるものだった（七人）。しかし、第Ⅱ、Ⅲ期と時代が進むにつれ、その数も比重も、四人、一人へと急減する。そして第Ⅳ、Ⅴ期にはほぼ消滅する。一方、兼業分家は第Ⅰ、Ⅱ期に各一人であったのが、第Ⅲ期三人、第Ⅳ期四人と漸増してくる。ところで、この第Ⅲ期と第Ⅳ期の兼業分家はそこにいたるまで

の、あとつぎ以外の就業経過はおおいに違った。まず第Ⅲ期の場合には、二年から六年ぐらい自農従事し、その後他出して職業を転々とするが、結局は郷里に戻り地元企業に職を得た、いわゆる還流者による兼業分家であった（分家時の平均年齢三十五歳）。だが第Ⅳ期になると、初めから地元企業へ就職し、大体二〇歳代（平均年齢二八歳）に、結婚と前後して分家するのが普通となった。いわば当初より予定された兼業分家であったといえる。また、前者は、すべて昭和二〇年以降三四年以前に発生し、平均分与耕地面積三二アール、他方、後者は、昭和三五年から四〇年にかけて現われ、平均分与耕地面積は四四アールであった。そしてこの、農業、兼業を合わせた分家の発生率は、第Ⅰ期から第Ⅳ期まで順に、五〇、二五、一六、一九％と下がってきた。

分家とはいえないが、農地や家屋敷または金銭のいずれかを分与された者について述べる。あとつぎ以外の者の中で、こうした人々の占める比率は第Ⅰ期からⅣ期まで、〇、二五、四、二五％と振れが大きい。それは第Ⅱ期では海外転出者への仕度金、第Ⅳ期では家屋建築資金の分与がとくに四〇年以降急増したためであった。なお、なんらの財産分与も受けなかった者は、第Ⅲ期に八〇％と高かったのを除けば、他の時期では大体あとつぎ以外の約半数がそうであった。

だが、あとつぎがその父より農家資産をどう受け継いだかという視点から見ると、結果はやや違ったものとなる。まず第Ⅰ期からⅢ期にかけての分家発生率はそれぞれ三五、二五、三三%であり、耕地、家屋敷、金銭のいずれかを分与した農家の割合は、第Ⅰ期から順に、五、一六、二五%であった。また、あとつぎが全資産を一括相続した農家の割合は、第Ⅰ期より順に、六〇、六三、四二%となる。つまり、第Ⅰ期からⅢ期にあっては、分家発生率にさして変化はないが、耕地、家屋敷、金銭、いずれかの分与が増加したため、第Ⅲ期には、あとつぎによる農家資産の一括相続が低下した。第Ⅳ、Ⅴ期については、未定が多いので確かなことは言えないが、参考までに、第Ⅳ期のあとつぎ二〇人中で相続確定者一〇人の相続形態を示せば、分家一人、耕地、家屋敷、金銭いずれかの分与五人、あとつぎの全資産の一括相続四人となっており、分家の減少と、金銭等分与の増加傾向が一段と強まるであろうことが推察される。

四、農業経営、稲作ごよみ

(一) 農業経営

農家のほとんどは、水稲作を中心とした、しかも、ほぼ専門に近い水稲作経営である。調査農家のうち、一戸を除き、すべて水稲作収益が、農業経営収益の第一位を占める。さらに、水稲

作だけにかぎる農家も、これが分かる三二戸のうち一五戸あった。三二戸平均の水稲作収益比重は八七%にも達する。平均水稲栽培面積は一七五アール（ばらつき六六アール、標準偏差値であらわす、以下同じ）で、生産量が分かる三八戸の一戸当たり生産量は一〇・四トン、一〇アール当たり収量では五四八キログラムとなる。佐賀平坦部の標準反収からみれば、調査結果に表われた生産量はいくぶん低い印象があるが、これら生産量の大部分が販売され、農家の主要現金収入源となっているというまでもない。

水稲作に次いで多いのは麦作である。四二戸のうち一九戸が麦を作ったと答えた。その平均栽培面積は八六アール（ばらつき四九アール）である。ほとんどビール麦と小麦であるが、収量は極めて不安定だという。今回の調査では、対象となった五〇年産麦の作付時期が、たまたま圃場整備事業の実施と一部重なり、作付けにかなりの支障があったかに聞くので、通常年より少な目の栽培面積であったことはいえる。しかしまた、麦作小作料はタダであるばあいが多いということからすれば、地域全体として、圃場にかなり余裕をもって、麦が作られていることがいえそうだ。

米と麦だけの栽培農家は、四二戸のうち一六戸あった。米だけの栽培農家を含めると、全体の七四%までが、米と麦の外に

はなにも作らなかったことになる。残りの一戸が、外になにかを加えて生産した農家であるが、ブドウ栽培の五戸、乳牛飼養の三戸、和牛肥育の二戸、ハウス園芸の二戸が、その内訳である。このうち乳牛飼養農家の一戸は和牛肥育を兼ねている。なかには、農協の預託牛を中心として、二七頭の和牛肥育を行うといった、いくらか規模の大きいものもあるが、他はおおむね小規模生産にとどまる。

しかし、いかに小規模とはいえ、米麦生産に比べればるかに集約的であり、農業収益に占める比重もそれなりに重い。農家所得のすべてを農業所得に依存している農家一三戸のうち七戸までは、こうした集約部門を持つ農家であった。また農家所得に占める農業所得の比率が計算できる三八戸の資料で、米と麦だけの栽培農家のそれが、平均七四％だったのに対し、集約部門を持つ農家の平均では、九六％もの高い比率を示した。両者間のこれらの比率には、平均値差に関する統計検定で、 t 値二・九七（自由度三六）が得られ、一％水準を超えるかなり顕著な有意差が捉えられた。

また両者間には、農業従事者数について、 t 値で三・〇六（自由度四〇）という、著しい格差が捉えられた。集約部門を持つ農家での農業従事者数がそうでない農家を上回って多いのはいうまでもなく、前者の平均二・七人に対し、後者は一・八人で

あった。さらに、集約部門を持つ農家の平均耕地面積は二二二アールで、集約部門を持たない農家の一七五アールよりいくらか大きく目であった。また、農業従事者の平均年齢についても、前者の四一歳に対して後者は四六歳となり、集約部門を持つ農家の方がいくらか若い。しかし、これら格差の統計的有意度は、いずれも一〇％水準を少し超えたところにとどまるものだった。

こうした検定結果から判断されるのは、比較的大きな経営規模をもつてしても、米だけ、あるいは米と麦だけでは、農業で自立するのは困難であり、自立のためには、なにがしかの集約部門に依存せざるを得ないこと、しかしまた、そうするためには、あるていど大きな経営規模を必要とするが、同時に、農業従事者数についてのしっかりした保有が必要であり、しかも、年齢的に若い農業従事者が望ましい、ということである。

しかし、ここで考えられるのは、現在集約部門は、かぎられたごく少数の農家によって、しかも、てんでんばらばらに試みられていることで、多くの農家は、そうした行き方をたいへん危険視さえしている。一般農家にとって、これら集約部門がいくらか冒險的と映るかたちにとどまるあいだ、おそらく現状に示されるように、特定条件を備えた少数農家の付加部門として、終始せざるをえないものと思われる。

(二) 稲作こよみ

農家によつては基準表とも呼んでいる。季節を追つた稲の生長過程、それに並行する農作業手順、施肥基準、病虫害防除の方法など、水稻の栽培要領を、A三判大の紙に刷り込んだ一枚の表である。

こよみが出来あがつていく過程は、まず年末にかけて、県技術陣が、翌年度に向けての基準を打ち出し、地域普及事務所、市町村、農協の技術職員で構成する地域技術者連絡協議会が、それを持ち帰つて、現地に適合するかたちに練り直し、出来あがつたものを農協が印刷するというのが建て前である。しかし、どこが中心となるかは、地域によつて多少とも事情が違ふように、調査地に関するここ牛津町では、農協の主任技術員が、前年度のこよみを参考に、かつ、肥料、農薬購買担当の農協資料課職員とも相談しながら、実際にこよみを完成しているように見受けられた。

出来上がったこよみは、一月中旬はやばやと開かれる部落農談会の席上で、各農家に配られる。農談会には農協資料課職員も同行し、肥料、農薬についての一括注文をとるといった段取りである。こよみが、いつ頃から現在のかたちをとつて出回りはじめたかは正確でないが、調査現地で現物によつて確認できたのは四二年度以降である。実際にはもう少し以前からあつた

ように、佐賀県水稻作技術の大革新をねらつた、新佐賀段階米づくり運動をきっかけとして現われはじめたということとはほゞ間違いないようだ。それだけにまた、農家の水稻作経営や、このち述べる水稻作技術のありように、大きな影響を与えるものであつたことはいえる。

農家調査のなかで、こよみの利用状況について、アンケート形式の質問を試みてみた。それでは、質問に応じた四一戸のうち三六戸が、なんらかのかたちで利用しているが、そのうちの三三名が、壁に貼るなどして、日常的に利用しており、とくに二二戸ではかなり頻繁に利用していることであつた。調査時点にかけてこよみを保存している農家が、なお三一戸もあつた。

こよみ利用者のなかには、単に肥料や農薬を注文する際の参考にする、といったていどの利用者もなくはなかつたが、だいたいにおいてよく利用されており、こよみの内容と自分の経営との類似性という点では、ほゞ似ていると答えたものが、三二戸のうち、施肥基準、病虫害防除の方法で各二六戸、農作業手順で二四戸あつた。ほとんど同じと答えたものも、農作業手順で七戸、施肥基準、病虫害防除の方法で五戸ずつあり、かなり違ふとするものは、農作業手順、施肥基準、病虫害防除の方法について各一戸宛にすぎなかつた。

五、水稲作技術

(一) 体化された技術

はじめに、物に具現された技術について述べる。主要なものには、品種、肥料、農薬、農業機械、施設などがある。いずれも佐賀県の「米づくり運動」に、というより、農業技術近代化一般における花形となったものばかりである。

品種 うるち米については、短稈穗数型新品種をもつて知られるレイホウ、ツクシバレにほぼ統一されている。前者は増収という点で若干の限界があり、後者は病害虫にやや弱いという。一戸当たり作付面積は、レイホウの九〇アール、ツクシバレの七九アールで、両品種でうるち米のほぼ一〇〇%を占める。ほぼというのは、ただ一戸だけ、それもごく小面積、ハウス準備のために、少し収穫期の早いニホンバレを用いたという例があったことによる。もち米ではヒヨクモチ、フクサモチが主力品種で、これらはうるち米品種を含めて、佐賀県一般と同じ傾向のものであった。それだけ、広域にわたる品種の統一がみられるということでもある。

農家の品種選択では、もち米を別として、レイホウだけを用いたものが七戸、ツクシバレだけにしたものが六戸であった。残り大部分の二九戸は両品種を併用したことになるが、農家こ

とには、これらのかたちは必ずしも安定しているものではなく、年によって変動しているようだ。導入年次は、レイホウについて答えた三〇戸の平均で四四・九年（ばらつき二・五年）、ツクシバレ三一戸の平均で四七・五年（ばらつき一・九年）となり、全体として、レイホウからツクシバレへの移行気配がうかがわれる。なおこれから新品種の導入は、佐賀県一般に比べて、いくらか先行しているようにみえる。また、種もみは農協を通じて供給され、大部分の農家は二年ごとに購入更新を行っていた。

肥料・農薬 用いた肥料銘柄とその使用量を答えた二七戸のすべてが、尿素硫化燐安四六四号とNK二号の併用者であった。集計農家延べの一〇アール当たり使用量は、四六四号の五七キログラム、NK二号の三三キログラム、成分換算にして、窒素一三・三キログラム、燐酸九・一キログラム、加里一三・三キログラムとなる。まずは、一般にいわれる佐賀県平坦部での施肥基準量よりは、若干少な目といったところであろうか。

使用農薬の種類はすこぶる多い。所要経費基準の主要銘柄三種について問うた三五戸の資料から、出現件数の大きいものを拾ってあげると、パタンナック粉剤一八件、ツマジノン粉剤一六件、キタジnP一一件、アソスミバツサ粉剤八件、ダイジストン粒剤五件、アソバツサ粉剤四件、ツマサイド粉剤三件、と

いったものが、その主要なものであり、ほとんどが粉剤であった。

肥料、農薬はすべて農協を通じて供給されるとみてよい。しかも、銘柄や、ばあいによつては数量についても、農協が稲作ごよみ等を通じて推奨するところによつて決まるとみられるふしがある。調査期間中、しばしば、水稻耕作面積だけを農協に申告し、あとは一切農協まかせである、といった農家の声を聞いた。肥料、農薬の購入は、一月中旬の稲作ごよみの配付と同時に、農協が予約受付を開始し、それを県連にまとめたうえ、一括注文生産方式をもつてメーカーにつなぐというかたちをとっている。標準的な肥料代、農薬代は、一〇アール当たり計算して、前者がおよそ六千円、後者が八千円ぐらいで、両者の合計は約一俵の米代金にあたる。

農業機械・施設 個人有と共有とに大別できる。前者の主なものには、動力耕耘機、田植機、動力刈取機、農薬散布機、乾燥機、農用車などがあり、後者では、大型トラクター、カントリエレベーターが主なものであった。共有機械類では、機械じたいの能力は断然優れているとはいへ、現状では、経済性において、農家の個別的利用の域をはるかに超えたものであり、従つて、共同利用ないしは組織的利用を前提とする。こうしたことから、共有機械類については、組織問題に関連してすでに

触れられているので、ここでは主に、個人有の機械類について述べる。

もつとも、ここで個人有の機械に含めたもののなかにも、何らかの理由で、一台の機械を、親しい間柄の二、三戸が共有するということはある。調査例では、自脱型コンバインが一八例中六例、田植機が二七例中七例といった、比較的高いこの種の共有例を示した。しかし、これらの機種はいずれも、最近新しく普及し始めたものであり、このうち、価格がいくらか割安になるとか、機械の取り扱いに慣れるにつれて、個人有となつていくばあいが多いとみられるもので、ここでは個人有に準じたものとして扱う。個人有の機械類では、動力耕耘機と農薬散布機が四〇戸中三九戸によつて所有され、田植機、動力刈取機、乾燥機は、四一戸中の三八戸によつて所有されるといふ、かなり高い普及率を示していたが、農用車だけは四一戸中の二八戸が所有するにすぎず、普及率はいくらか低い。

動力耕耘機は、三戸のハンドトラクターの外はすべて自動耕耘機であった。また型式が分かる一四戸のうち一三戸までが駆動型で、牽引型は一戸だけだった。パワーについての二六戸平均は、九・七馬力（ばらつき二・〇馬力）である。大型トラクターの共有により、手持ち耕耘機の利用率が著しく落ちたのはいうまでもないが、水稻作耕耘に耕耘機をトラクターと併用し

たものが、二五戸中で一五戸あった。現機導入平均年次は四二・三年（ばらつき四・〇年）であり、しかも現機で二、三台目と答えたものもかなりあったので、現有する機械類のなかでは、乾燥機と共に最も早い時期から普及していたものである。

田植機は、三五例中三三例までが二条植で、四条植を圧倒している。現機導入年次に関する三七戸の情報で、平均四七・一年という値は、田植機の普及が比較的最近のものであったことを示し、また現地でその普及がほぼ完了したにもかかわらず、導入年次のばらつきが一・五年でいどであったのは、普及が急速に進んだことを示す。これらは、農家の平均した資金的余裕や、また耕作規模が比較的大きく、以前田植労働の不足が、それだけ深刻化していたのを反映するとみられる。

動力刈取機はバインダーと自脱型コンバインに分かれる。前者のみ所有するものが一九戸、後者のみ所有するものが九戸、両者を併せて所有するものが九戸あった。コンバイン所有農家の平均水稻栽培面積は二〇七アールで、バインダーしか所有しない農家の一七五アールより少し大きく、両者間には5%水準を超える統計的有意差が認められた。現機平均導入年次は、バインダーが四六・二年、コンバインが四九・〇年で、全体として、自脱型コンバインへの移行がうかがえる。これはカントリーエレベーター共有の影響が大きいとみられる。また自脱型コ

ンバインの導入には近代化資金の利用例が多かった。なお、動力刈取機では、二条刈り、三条刈り、四条刈りがかなり混在したかたちでみられる。

農薬散布機の主力は動力散粉機で、このことは使用農薬のほとんどが粉剤であったことと密接に関係する。だが、現機導入年次が、農薬散布が一般化した時期に比べて、平均四五・四年（ばらつき二・六年）と意外に新しいようにみえるが、共同防除作業の解体につれて、個人有機の重要性が高まったと考えるなら、あるていどなすけるものがある。

乾燥機には平型とタテ型があるが、三〇例中二二例が平型だった。平型の平均容量は一四俵（二例平均）、タテ型では二六俵（五例平均）で、容量においてタテ型は平型にまさる。カントリーエレベーターの共有で、急速にその利用が低下したのはいうまでもないが、完全に遊休化したというわけでもない。更新の方向は、平型からタテ型へと向かっているが、農家にも若干の迷いがみられ、タテ型更新に際しても中古品を求める傾向が強い。

農用車は、カントリーエレベーターの共有により、逆にその需要を増大させた例である。カントリー設置場所までの運搬機動性が要求されてきたからである。ほとんどは一ト年から一トン半でいどの軽四輪車であり、平均導入年次も四八・三年と比

較的新しい。農家はそれぞれ個人的なツテを求めて、中古車を導入しているばあいが多かった。

以上の機械類の供給は、大まかには、農協を通じるばあいと地元業者を通じるばあいの二通りがある。その際、メーカー別に径路があるていど分かれているのが知れた。例えば、動力耕耘機、田植機、動力刈取機の主要三機種について、農家が所有するメーカー別台数を調べてみると、クボタの六五台、ヤセキの三五台、その他一二台となるが、このうち購入先がはっきりしているものについての購入径路をみると、クボタでは六三例中四九例が地元業者を通じ、ヤセキでは三五例中三三例が農協を通じて購入されたものであった。なお農家側にも、メーカーマークによって、所有機種を統一しようとする、若干の偏りがあることも分かった。

(二) 耕種技術

体系化された技術を、農業技術革新の花形にたとえるなら、さしづめ、耕種技術は縁の下にあって、それらを支えるものであり、いずれの軽重を問うことはできない。事実また、以下に述べる一連の改善された耕種技術と、実践組合を通じてするその集団的学習活動は、内にあって、佐賀県米づくり運動を成功に導く鍵になるものだったといえる。

栽培様式 慣行様式を含めて、水稻栽培様式には、普通（成苗手植）、直播（乾田・湛水直播）、稚苗（稚・中苗利用による機械植）の三種に大別でき、調査地においても、つい先頃までこの三種の様式が混在したが、今年最後の稚苗採用者によって、全く稚苗様式一色に統一された。調査対象部落で最初の稚苗採用者をみたのは四三年だったというから、普及完了まで八か年を要したことになる。普及は四三年から五〇年にかけて、一、二、八、七、一二、六、一、一戸の新規採用者の割で伸びた。新規採用者の出現分布は、正規型に比べていくらか負の歪みを示している。

稚苗様式による坪当たり栽植株数の三八戸の平均は七二・六株（ばらつき三・四株）であり、運動推進以来県が基準とする七四株の線をほぼ維持していた。密植を特徴とするこの栽植密度の維持が、稚苗様式の採用に負うところは大きい。また、稚苗様式の採用が、以前かなり大きな比重を占めていた田植作業の軽減に役立ったのはいうまでもないが、同時に、田植作業のための雇用問題をほとんど解消した。

施肥法 多肥と後期追肥重点施肥を特徴とする。三五戸平均の窒素施肥量は一三・〇キログラム（ばらつき二・六キログラム）であったが、そのばらつきが予想以上に大きい印象をもった。また、各農家は圃場別にあるていどの施肥量調節を行って

いるが、一〇アール当たりその最大値と最小値のレンジをとってみると、一五例につき、平均六・二キログラムという大きい値となった。ただし、これについては、調査地がたまたま圃場整備事業終了の直後であったことにも影響される。

稲作ごよみが指導する窒素施肥量の時期的配分は、基肥と後期追肥がちょうど五〇％ずつの割であったが、調査三四例では、基肥六一・五％、後期追肥三八・一％であり、徹底した指導にもかかわらず、基肥重点の慣行は相当根づく残っているかにみえた。施肥時期についてさらに細かく分け、元肥、葉肥（前期追肥）、穂肥、実肥のそれぞれの平均比率をみると、元肥から順に、百分比で示して、二七・九（ばらつき一三・〇）、二四・五（ばらつき八・八）、二三・五（ばらつき一〇・七）、一三・二（ばらつき一一・六）である。ここで相対的ばらつき（変異係数）が、元肥の三四から順に、三六、四六、八八％と、後期になるほど大きいことが分かった。

こうしたことの意味を考えるため、水稻収量、窒素施肥量、後期施肥百分比の間にみられる相関を調べてみた。それによれば、水稻収量と窒素施肥量との間の相関係数は、負の〇・〇二であり、全く関係がないのが確かめられた。窒素施肥量と後期施肥百分比、および水稻収量と後期施肥百分比の間には、正の〇・一五（自由度三三）、〇・一八（自由度三一）の相関係数

が求められ、いずれも五％水準以内での有意をいうには低過ぎる結果だったが、なおそのことを無視して推論すれば、水稻収量に直接影響するのは窒素施肥量というよりは後期施肥百分比であり、そのことはまた、あるていど多肥につながるということであった。

堆厩肥施用は三三戸中七戸が行っていたが、これら七戸の水稻一〇アール当たり収量の平均と、無投与農家のそれとを比較した結果では、 t 値一・一三が求まり、両者間に五％水準以内での統計的有意差は認められなかった。また当年収量にかえて年収量についても同じ検定を試みたが、 t 値は一・三四と若干高まりはしたが、なお五％水準の有意を示すものではなかった。もちろんこの検定結果から、直ちに堆厩肥の無用を推論できないが、少なくとも短期的視点にたったばあい、堆厩肥施用による増収効果は、必ずしも確かなものであったとはみなしがたい。

病虫害防除 病虫害防除の徹底は、一つには防除回数で推測されるが、三四戸平均の一〇・二回（ばらつき二・四回）という結果では、まず散布回数としては申し分のないものとみた。もし問題が残るとすれば、そのやり方にあるが、部落をあげての共同防除が解体し、個別防除となったのは致し方ないとして、以前のように頻繁な「田まわり」をすることもなくなったなか

で、頼りは触れ歩く農協巡回車のラウドスピーカーだけであり、それも都合によつてやつたりやらなかったりという囁き声も聞いた。すべてがそうだというわけではあるまいが、若干形式的格一主義の悪弊が生じつつあることも確かなようだ。

灌水 運動について語られるなかで、間断灌水という言葉をしばしば耳にした。それらしい方法を行っているものが、四〇戸中三五戸もあったが、内容的にはいささかあいまいな点を含んでおり、その効果についても不詳な点を残している。土用干しについては、各種機械類の導入につれて、ますます徹底して行われており、これには、足場を固めて、各種圃場作業を仕易くするといった、かなりはっきりした効果が認められるものであった。